

浜松市規則第1号

浜松市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

浜松市都市公園条例施行規則（昭和37年浜松市規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
<p>(広告物を掲出できる有料公園施設)</p> <p>第1条の2 条例第3条第1項第5号の規則で定める有料公園施設は、陸上競技場、浜松球場、古橋廣之進記念浜松市総合水泳場及びフラワーパークとする。</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <p>1 有料公園施設</p>		<p>(広告物を掲出できる有料公園施設)</p> <p>第1条の2 条例第3条第1項第5号の規則で定める有料公園施設は、陸上競技場、浜松球場、古橋廣之進記念浜松市総合水泳場、<u>浜松江之島ビーチコート</u>及びフラワーパークとする。</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <p>1 有料公園施設</p>	
名称	申請の時期	名称	申請の時期
(略)		(略)	
遠州灘 海浜公園	(略)	遠州灘 海浜公園	(略)
江之島アーチェリー場	(略)	江之島アーチェリー場	(略)
江之島ビーチコート		浜松江之島ビーチコート	<p>(1) 入場料を徴収する場合 利用しようとする日の属する月の12月前の月の初日(休場日に当たるときは、その翌日)から</p> <p>(2) 入場料を徴収しない場合</p> <p>ア 市長が別に定めるところにより行った抽選に当選した者が申請する場合 利用しようとする日の属する月の2月前の月の5日から7日まで</p> <p>イ ア以外の場合で市長が別に定める電子情報処理組織等を使用する方法により申請するとき 利用しようとする日の属する月の2月前の月の8日から前日まで</p>

						ウ ア及びイ以外の場 合 利用しようとする 日の属する月の2月 前の月の8日（休場日 に当たるときは、その 翌日）から
(略)			(略)			
2 (略)			2 (略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

- この規則は、浜松市都市公園条例の一部を改正する条例(令和8年浜松市条例第 号。以下「改正条例」という。) 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 改正条例附則第2項又は附則第3項の規定により浜松江之島ビーチコートに係る利用の許可の申請をこの規則の施行の前に行う場合にあっては、同日前においても、改正後の別表第1の1の規定を適用する。

(あらし)

この規則は、江之島ビーチコートの整備に伴い、施設の名称を変更し、広告物を掲出できる有料公園施設に同施設を追加するとともに、施設の利用許可の申請時期の見直しを行うものです。